

議員提出議案第9号

別居・離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に
必要な法整備を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月7日

渋川市議会議長 田邊寛治様

提出者 渋川市議会議員 山崎雄平

賛成者 同 石倉一夫

同 望月昭治

同 山内崇仁

別紙

議員提出議案第9号

別居・離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に
必要な法整備を求める意見書

法務省が令和2年4月に公表した父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果によれば、調査したG20を含む海外24か国のうち、離婚後の共同親権を認めていないのはインド、トルコ、そして日本だけです。

我が国では離婚時における子どもの親権者決定にあたり、単独親権制度を採用しており、判断基準として監護の継続性を重視しています。そのような中、親権を得るため婚姻中に一方の親の同意を得ずに子どもを連れ去って別居し、一方的に監護している状態をつくり出し、また、配偶者暴力防止法を悪用し面会交流を拒否するなど、一方の親が子どもとの断絶を余儀なくされるケースも多発しています。

全ての子どもは適切な養育を受ける権利を有しており、両親が離れて暮らすことになったとしても、別居親と継続的頻りに面会交流をすることや養育費を受けることは精神面や経済面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長に有意義です。

我が国は、児童の権利に関する条約を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると、両親の離婚または別居後において、全ての子どもの最善の利益を守るためには、離婚後の共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備をすることが最善と考えます。

よって、国においては標記の法整備を速やかに行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月 日

渋川市議会議長 田邊寛治

衆議院議長

参議院議長 あて

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）